

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年10月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200434号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300102号

第1 結論

- 1 請求期間①のうち、請求者のA社における平成27年1月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成27年1月から平成28年8月までの標準報酬月額については18万円から24万円、同年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については18万円から26万円とする。

平成27年1月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年1月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その他の請求期間①(平成26年6月1日から平成27年1月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求者のA社における平成28年8月5日及び同年12月28日の標準賞与額をそれぞれ25万円に訂正することが必要である。

平成28年8月5日及び同年12月28日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月5日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のA社における平成26年12月29日の標準賞与額を23万円、平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額をそれぞれ25万円に訂正することが必要である。

平成26年12月29日、平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成26年6月1日から平成30年9月1日まで
② 平成26年12月
③ 平成27年7月
④ 平成27年12月
⑤ 平成28年8月
⑥ 平成28年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①の厚生年金保険の標準報酬月額がずっと一定で、支給された給与額より低く記録されている。また、請求期間②、③及び④の標準賞与額の記録がなく、請求期間⑤及び⑥の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成27年1月1日から平成30年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与（支給）明細書、賃金台帳、給与所得の源泉徴収票及び普通預金通帳の写し（以下「給与（支給）明細書等」という。）並びに請求者の取引金融機関から提出された預金元帳及び取引明細書（以下「取引明細書」という。）により確認又は推認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（ただし、平成27年1月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年4月1日から平成30年9月1日までの期間においては報酬月額。以下、併せて「本来の報酬月額等」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額等のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成27年1月1日から平成30年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与（支給）明細書等及び取引明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年1月から平成28年8月までは24万円、同年9月から平成30年8月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の平成27年1月1日から平成30年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、日本年金機構は、平成27年、平成28年及び平成29年の算定については、保険者算定を行ったと回答していることから、事業主は、当該期間について、給与（支給）明細書等及び取引明細書により確認又は推認できる本来の報酬月額等又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を行っておらず、その結

果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成26年6月1日から同年9月1日までの期間について、給与（支給）明細書等及び取引明細書並びに事業主から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成26年9月1日から平成27年1月1日までの期間について、請求者は当該期間に係る給与（支給）明細書等を保有しておらず、事業主からも賃金台帳等の資料を得られないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額等に見合う標準報酬月額を確認することができない。

このほか、平成26年6月1日から平成27年1月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成26年6月1日から平成27年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間⑤及び⑥について、A社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）及び当該届の添付資料として提出した賞与台帳、請求者から提出された賞与明細書（2016年（平成28年）夏期及び同年冬期）及び預金通帳並びに取引明細書により、請求者は同社から、請求期間⑤及び⑥にそれぞれ25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤及び⑥の賞与支払年月日については、上記の賞与支払届から、請求期間⑤は平成28年8月5日、請求期間⑥は平成28年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間⑤及び⑥の賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られないが、事業主は、請求者に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年9月6日に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成28年8月5日及び同年12月28日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②、③及び④について、請求者から提出された賞与明細書（平成26年12月、平成27年7月及び同年12月）及び賃金台帳（平成27年）並びに取引明細書により、請求者はA社から、請求期間②に23万円、請求期間③及び④にそれぞれ25万円の賞与の支払を受けたことが認められる。

また、請求期間②の賞与支払年月日については、上記取引明細書により、平成 26 年 12 月 29 日に給与と合算して入金されたことが推認できることから、同日とすることが妥当である。

さらに、請求期間③及び④の賞与支払年月日については、上記賞与明細書には、それぞれ「2015 年 7 月夏期賞与明細書」又は「2015 年 12 月賞与」と記載があるのみで、取引明細書において賞与の入金記録は確認できず、事業主からも回答を得られないことから、賞与支給月の月末と認定し、請求期間③は平成 27 年 7 月 31 日、請求期間④は同年 12 月 31 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において賞与の支払を受けたことに加え、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、上記賞与明細書において、請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが確認できる。

以上のことから、請求期間②、③及び④の賞与について、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者が当該期間に A 社から賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の同社における請求期間②の標準賞与額を 23 万円、請求期間③及び④の標準賞与額をそれぞれ 25 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 〇〇 関東信越（東京）（受）第 2300064 号
厚生局事案番号 〇〇 関東信越（東京）（厚）第 2300101 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 16 日に訂正し、同年 7 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 16 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 16 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 16 日まで

A 社を昭和 61 年 8 月 15 日に退職したが、同社に係る資格喪失年月日が同年 7 月 31 日となっている。給与明細書を提出するので、当該資格喪失年月日を同年 8 月 16 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間において A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社の事業主は、昭和 61 年 7 月について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の資格喪失年月日が雇用保険の離職年月日の翌日である同年 7 月 31 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同

年7月31日から同年8月16日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。